

報告第一号

令和元年第三回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和元年九月二十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教委教改第658号

令和元年9月11日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会
教育長 工藤 利



議案に対する教育委員会の意見について (回答)

令和元年9月10日付け財第381号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 3 8 1 号
令和元年9月10日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・ 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- ・ 平成30年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定の関係部分

2 議案提出県議会

令和元年第3回定例会

第八十六号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年九月十七日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十二年大分県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十二條の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十三條第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十四條第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は前項の規定の」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年大分県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「、若しくは地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第十一条中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第十二條第一項第二号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同項第三号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第二項第一号中「地方公務員法」の下に「(昭和三十五年法律第二百六十一号)」を加え、「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十八年大分県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第十二条第一項第二号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第三項第一号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十条中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十二條第二項第一号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)による地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第九十五号議案

平成三十年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について

平成三十年度大分県一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第三項の規定により、大分県監査委員の意見を付けて、その認定を求める。

令和元年九月十七日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

教育人事課

1 改正理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)が公布され、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)が改正されることに伴い、職員の退職手当に関する条例(昭和28年大分県条例第105号)等を改正する必要があるため。

2 法律の改正概要

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、必要な能力の有無を個別に判断するよう改正するもの

【地方公務員の欠格条項】 ※法第十六条	
<p><現行></p> <p>①成年被後見人又は被保佐人</p> <p>②禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>③懲戒免職処分を受け、処分の日から2年を経過しない者</p> <p>④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>⑤日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p><改正後></p> <p>①(削除)</p> <p>②禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>③懲戒免職処分を受け、処分の日から2年を経過しない者</p> <p>④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>⑤日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

3 条例改正の内容

法の改正に伴い、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等に係る規定が削除されたことから、成年被後見人等となったため職を失した職員に係る退職手当、期末手当及び勤勉手当に関する規定について、所要の整備を行うもの

<改正を行う条例>

- ・職員の退職手当に関する条例(昭和28年大分県条例第105号)[第一条関係]
- ・職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)[第二条関係]
- ・技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年大分県条例第44号)[第三条関係]

4 施行期日

令和元年12月14日(成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条(法の一部改正)の施行の日)

平成30年度大分県一般会計決算調書

○第10款『教育費』及び第11款『災害復旧費』（教育委員会関係分抜粋）

（単位：円、％）

年度	予算額	決算額	翌年度繰越額			不用額	執行率
			継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越		
30	118,560,132,029	116,668,477,905	0	1,438,014,000	0	453,640,124	99.6%
29	115,944,336,356	113,321,504,989	0	2,184,751,000	0	438,080,367	99.6%
増減	2,615,795,673	3,346,972,916	0	△ 746,737,000	0	15,559,757	0.0%
対前年度比	102.3%	103.0%	—	65.8%	—	103.6%	—

※決算額の主な増減理由

- ・県立スポーツ施設建設事業費【体育保健課】 2,288,687 千円（県立武道スポーツセンターの本体工事の本格化に伴う増）
- ・施設整備費（共同実習船建造事業費）【教育財務課】 850,910 千円（共同実習船の建造の本格化に伴う増）
- ・給与費【教育人事課】 324,053 千円（退職者数が増加したことなどに伴う増）

（主な内訳）	小学校費	547,959 千円	}
	高等学校費	142,007 千円	
	中学校費	△ 442,550 千円 など	

※繰越額の主な増減理由

- ・施設整備費（共同実習船建造事業費）【教育財務課】 △ 1,489,094 千円（事業終了による減）
- ・施設整備費（県立学校ブロック塀等緊急安全対策事業費）【教育財務課】 374,577 千円（改修工事の入札不調等による増）
- ・施設整備費（県立学校施設整備事業費）【教育財務課】 214,109 千円（空調設備整備にかかる国の交付決定時期による増）

※不用額の主な理由

- ・給与費【教育人事課】 162,354 千円（給料、共済費等の実支出が見込みを下回ったことによる）

（主な内訳）	小学校費	46,752 千円	}
	中学校費	43,756 千円	
	高等学校総務費	43,699 千円 など	
- ・旅費【教育人事課】 87,442 千円（教職員の教育活動、研修等に要する旅費が見込みを下回ったことによる）

（主な内訳）	小学校費	52,370 千円	}
	中学校費	15,570 千円	
	支援学校費	10,418 千円 など	
- ・施設整備費（県立学校施設整備事業費）【教育財務課】 29,831 千円（工事請負費等が見込みを下回ったことによる）